

意見提出者	一般社団法人 e ビジネス推進連合会
1. 項目	選挙における I T の利活用の制限
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	インターネットが事実上の社会インフラとなる中で、インターネットを通じた情報提供、情報発信・受信の機会が選挙人及び被選挙人から奪われている。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>①公職選挙法では、頒布できる文書図画が限定されている（公職選挙法第 142 条等）</p> <p>②選挙管理委員会が発行する選挙公報の配布は紙とされている（公職選挙法第 170 条等）</p> <p>など</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国民への情報提供の機会が増えることにより政策論争が活発化し、民主主義の発展に資するよう、選挙運動におけるインターネット活用（ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア等）が候補者・政党だけでなく広く有権者を含めた一般の者も可能とするような公職選挙法の抜本的な改正が行われることを強く望みます。</p> <p>① インターネット（ウェブサイト、電子メール等）を用いた「文書図画」の頒布を解禁する。</p> <p>② 選挙管理委員会は、選挙公報の内容をウェブサイトでも提供できることとする。</p> <p>等</p>